

敗戦を迎えると、戦後になつても差別的な政策は変わりませんでした。相変わらず強制収容、強制労働が続き、人間としての扱いをさせませんでした。

私は、1950年に妻と結婚しましたが、結婚の条件として

1948年に成立した優生保護法によりハンセン病患者は子どもを持つことはないとされ、断種手術を受けさせられました。看護師に犬や猫のように断種手術をされたのです。1947年に治療薬のプロミンが紹介されハンセン病の治療が画期的に進み、戦後の新しい憲法が施行されていた時代にも関わらずです。今でも、断種されたことだけは許せない、という思いがあります。

それでも、1947年に施行された日本国憲法で私たちも選挙権を得て、新しい憲法のもとでどう生きていくかの勉強会をしました。基本的人権、法の下の平等、25条の生存権、9条の平和主義をみんなで勉強しあって、自分たちはどう人間らしく生活していくのか、を学びました。少しずつ人間

として自覚を高めていったのです。

それが療養所内の体制を徐々に変えていきました。療養所内の監房を廃止せたり、プロミンを受けるための予算を国に求めてハントをしたりしました。これまで療養所の御用機関だった患者自治会も自主的に患者の選挙によって

ストをしたりしました。これまで療養所の御用機関だった患者自治会も自主的に患者の選挙によって

第2回 戦後の差別と優生手術

方向から地域へ暮らしていく方向に変わっていました。そうした流れの中で1951年に「らい予防法」が成立しました。この法律を改正する動きが国会で出てきました。国会の議論のなかで、11月8日に多磨全生園、長島愛生園、恵楓園の園長3人が国会に参考人として呼ばれ証言を求められました。「らい者の父」と呼ばれた人たちだったのです。しかし、そこで彼らはハンセン病は治る病気ではない、家



平沢保治さん

ひらさわ やすじ／1927年茨城県生まれ。14歳でハンセン病国立療養所・多磨全生園に入所。ハンセン病回復者・患者運動、障害者運動に関わる。著書に、船橋秀彦・平沢保治『(完結編)ぼくのおじさんは、ハンセン病—平沢保治物語』(全障研茨城支部、2015年)『苦しみは歓びをつくる—平沢保治対話集』(かもがわ出版、2013年)など。

族も断種手術の対象にしろ、患者の取り締まりを強化しろ、という驚くべき証言をしました。そして、3人の園長の証言にそつた形で「改正」の議論が進められました。私たちは、デモ行進したり、国会や厚生省に座り込みやハントをしたりなどの抗議行動を続けました。

でも、こうした声を聞き入れられないまま1953年に「らい予防法」が成立しました。この法律は、軍国主義時代につくられた「癪予防法」を引き継ぎ、絶対隔離、強制収容、外出禁止、それらを侵した場合の罰則などが規定されました。治療薬が開発され、治らぬ病気になつたにも関わらず、相変わらずハンセン病は、感染し治疗られない恐ろしい病気だとされました。しかも、この法律には、近い将来廃止・改正をするという項目が入れられましたが、結局、何らの改正もされることなく、1996年3月31日に廃止されるまで生き続けたのです。

生きる

役員を選ぶ自治会になつていきました。そうしたなかで1951年に全国13カ所の国立ハンセン病療養所入園者により構成された全国国立療養所患者協議会(後に全患協、全療協となる)が結成されます。ハンセン病は治る病気になり、世界的にも社会から隔離する



▲多磨全生園の納骨堂